教育委員会１２月定例会会議録

１．　日　時　　令和６年１２月２６日(木)午後４時００分～
２．　場　所　　ウララⅡ(７F)　会議室１
３．　出席委員　　教育長　　入野浩美
　　教育長職務代理者　　鈴木敏之
　　委員　　福島幸子
　　委員　　石川一幸

４．　委員以外の出席者

教育部長	加藤史子	参事	中島健一郎
教育総務課	塚本富美代	学務課	塚本耕司
生涯学習課	矢内良則	文化振興課	佐賀憲一
スポーツ振興課	寺崎敏彦	指導課	岩田幸一
学校給食センター	小池政幸	図書館	武藤修美
博物館	木塚久仁子	上高津貝塚	比毛君男

５．　議　題
⑴　議　案
　議案第40号　土浦市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について　（教育総務課）
⑵　報　告
　①　専決の報告について（議案第39号　財産の取得について（令和元年度（仮称）土浦市立学校給食センター厨房消耗品購入（追認））に対する意見）　（学校給食センター）
　②　令和６年第４回土浦市議会定例会一般質問について　（教育総務課、生涯学習課、指導課）
　③　令和７年度学級編制方針について　（学務課）
⑶　その他
　①　第77回優良公民館表彰について　（生涯学習課）
　②　土浦市文化財防火デー防火訓練について　（文化振興課）
　③　筑波大学合同学術調査「常名天神山古墳」発掘調査について（上高津貝塚ふるさと歴史の広場）
　④　かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン 2025 のエントリー開始について　（スポーツ振興課）
　⑤　令和６年度　土浦市教育研究会及び表彰式について　（指導課）

６．　傍聴者　なし
７．　議事内容

教育長　それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまより令和６年１２月の教育委員会定例会を開催をいたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進行させていただきます。
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件はございません。次第の通り進行させていただきます。なお、傍聴者はございません。
それでは、それでは次第の２番、教育長報告事項について教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課　――――――――― 11 月 19 日以降の行事について報告 ―――――――――

教育長　よろしいでしょうか。

それでは、次第の３番、議案へ移ります。
議案第 40 号「土浦市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課　教育総務課でございます。
議案第 40 号土浦市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について、ご説明させていただきます。資料②－１の２ページ目をご覧いただきたいと思います。
初めに、簡単に土浦市の定年引き上げ制度の概要を説明させていただきますと、定年年齢を段階的に 65 歳に引き上げることなどを規定した国家公務員法等の一部を改正する法律が令和５年４月１日から施行されました。
職員の原則的な定年年齢は令和５年度から段階的に引き上げられており、また 60 歳に到達した翌年度から、役職定年により管理監督職以外の職へ、本市では主任級の職員として引き続き勤務することとなっております。
このたびの事務局組織規則等の一部改正の趣旨でございますが、３ページ目に参考資料として掲載してございますとおり、土浦市職員の給与に関する条例が一部改正され、令和６年度の役職定年制導入初年度については、定年引き上げ職員について管理監督職員以外の上位職員である主任、行政職３級としておりましたが、管理職であった経験や人脈等を生かし、課内の調整や職への指導助言を含めた、全般的な調整役の職務を担うことから、主任と区分けし、新たに調整課、行政職４級を新設することとなりました。
これによりまして、土浦市教育委員会事務局規則をはじめとする関係規則についても一括して一部改正するものでございます。
一部改正する規則につきましては、２ページの２に記載の土浦市教育委員会事務局組織規則、土浦市学校給食センター条例施行規則、土浦市図書館条例施行規則、土浦市博物館条例施行規則、土浦市教育委員会職員職名規則の５本となります。
３の改正内容でございますが、いずれも調整官の新設に伴い、調整官の職名及び職務を追加するための所要な改正を行うものでございます。
そのほか、文言の修正や他の規則との整合性を図るための所要な改正を行っております。
詳細につきましては、別添の資料②－２規則案文及び資料②－３新旧対照表をご参照願いたいと思います。
施行日につきましては、令和７年４月１日でございます。
説明は以上でございます。

教　育　長　ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
髙橋委員、どうぞ。

髙 橋 委 員　改正案文にある「困難な業務を処理する主任の職務（暫定再任用職員のうち、困難な業務を処理する職員）」も追加されてますが、これは調整官とは何が違うんですか。

教　育　長　塚本課長。

教育総務課　定年引上げに伴い、役職定年が 60 歳となりました。例えば、昨年度部長職で役職定年になったものは、今主任の職務になっていまして、来年度の正式な定年退職は 61 歳までになります。その後は最長で 65 歳まで働けますので、その４年間は暫定再任用職員という呼称となります。
主任という形で一般職員と同じ形でやったんですが、これまでの業績とか、後輩等の指導も当たっていただいてますので、他の市町村も参考にしまして、令和７年度から新たに職名をつけて、やっていこうという形です。

髙 橋 委 員　わかりました。
そうすると、今年度退職する部長さんたちは、今度は主任ではなくスキルやご経験とか

知識を生かして調整官になるということですね。

教育総務課　はい、そのとおりです。

髙橋委員　ありがとうございます。

教育長　ほかに、御質問、御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長　それでは、議案第40号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長　ありがとうございます。

それでは、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案は以上ですので、続いて次第の４番報告事項に移ります。

報告事項１番「専決の報告について（議案第39号　財産の取得について（令和元年度（仮称）土浦市立学校給食センター厨房消耗品購入（追認））に対する意見）」について学校給食センターからお願いします。

学校給食センター　学校給食センターでございます。

専決の報告について、議案第39号財産の取得について（令和元年度（仮称）土浦市立学校給食センター厨房消耗品購入（追認））に対する意見について、ご説明させていただきます。

まず、１の専決の経緯でございます。

令和６年11月教育委員会定例会の開催後、令和元年度に購入いたしました学校給食センターにおける厨房消耗品について、本来、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定する予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことが判明したことから、本件に係る契約手続きを有効なものとすべく、令和６年12月土浦市議会定例会に追加議案として、財産の取得について（令和元年度仮称土浦私立学校給食センターにおける厨房消耗品購入（追認））を上程することとなりました。

本件追加議案の作成にあたり、12月９日付にて市長から教育委員会へ意見聴取がありましたが、教育委員会会議を開催する暇がなかったことから、土浦市教育委員会事務専決規定第２条の規定に基づき、教育長が専決したものでございます。

２の購入契約の概要でございます。

給食センター再整備事業は、平成30年度に新設工事を着工し、令和２年９月より給食の提供を開始しております。その過程におきまして、給食で使用する汁椀や仕切り皿などの食器や給食を運ぶための食缶等の消耗品について、令和２年９月の給食提供開始に合わせ、令和２年２月10日に契約したものでございます。

３、追認を求める内容でございます。

契約金額等につきましては記載のとおりとなります。

その１、その２につきましては指名競争入札で、その３につきましては、先に設定のプロポーザル方式により決定した厨房機器類に対応する特注品であることから随意契約をしております。

４、本件が判明した経緯でございます。

指導課によります教科書等購入の追認提出に伴い、全庁的な調査を実施する中で、本件契約３件が、2,000万円を超えているにもかかわらず、必要な議決を経ずに購入していたことが判明したものでございます。

本契約は小額の消耗品を大量に購入するという内容でございますが、主なものを挙げますと、お椀、お皿、お盆をそれぞれ1万2,000個ずつ、料理を入れる食缶３種類を386個ずつ、食器洗浄機にそのまま入れることができる食器かごを3種類386個ずつ購

入しております。ちなみに価格につきましては、お腕が750円、お皿1,100円、お盆が980円、食缶が大きなもので3万3,000円、食器かごは2万2,500円となっております。
このように小額の消耗品を大量に購入するというものですが、当時は資産として管理をしない消耗品であるということから、議会に付すべき財産の取得には該当しないと判断したものでございます。しかしながら、教科書購入の追認議案を受け、改めて契約内容を法令解釈に照らし精査したところ、議決を要する契約であるということを認識したところでございます。
今後につきましては、契約事項に関する法令知識の向上に努めるとともに、職員に改めて周知徹底徹底することとし、再発防止を図って参ります。
説明は以上でございます。

教　育　長　　ただいまの説明について、意見や質問等はございますか。
髙橋委員。

髙 橋 委 員　　専決については了解しておりますが、この新しい給食センターを作ったことによって、以前使用していた消耗品はどうなってしまったんですか。

学校給食センター　　基本的には新しく買い替えましたが、食缶等で一部使えるものはそのまま使いました。ただ新しい食器洗浄機に通すため、その規格が合わないものについては処分という形をとったと記憶してます。アルミ製のものも多かったので、処分する際に回収業者さんに買い取ってもらい、市の雑入に入れております。

髙 橋 委 員　　お玉とか金属製のものは長く使えますよね。
建て替えに伴って全部新しくしなきゃいけないってことはないと思います。できるだけ使えるものは大事に使っていくという意識でやっていただきたいなと思います。

学校給食センター　　はい。委員がおっしゃられたことを念頭に置きながら、今後仕事を進めて参ります。

髙 橋 委 員　　よろしくお願いいたします。

教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　それでは、議案第29号財産の取得についての専決について、ご承認いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ご承認ありがとうございます。
それでは報告事項の２番目「令和６年第４回土浦市議会定例会一般質問について」、６名の議員から質問がございました。担当課ごとに答弁の概要について説明をいたします。
まずは田中議員のミュージックフェスに関する質問について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課　　資料の④－１の４ページをお願いします。
田中義則議員から、ミュージックフェス土浦の経緯と今後の方向性についてご質問をいただきました。
質問の要旨といたしましては、今年度の補助金検討委員会におきまして、土浦市小中学校ＰＴＡ連絡協議会、いわゆる市Ｐ連が主催しておりますミュージックフェス土浦に対する市の補助金は「廃止を検討」との判定結果が挙げましたが、ミュージックフェス土浦は子供たちが日頃の練習の成果を披露する貴重な機会であり、ＰＴＡ相互の団結力を高めるためにも継続すべきで、市からの財政支援は必要である。その考えから今回の質問に至ったものでございます。
続いて、答弁の要旨になりますが、１番の経緯につきましては、事業の目的や開始時期、内容等を説明いたしております。
２番の今後の方向性につきましては、補助金等検討委員会の結果を受けて当課におきまして市Ｐ連の会長さん、ミュージックフェスの実行委員長さん等と今後の見通しや

対応について協議を行いました。
市Ｐ連の意向といたしましては、補助金の廃止は受け入れざるを得ない。今後は経費負担が少なく、より多くの児童生徒が参加できる事業への転換を検討するとのことでございました。
福島委員の方からも、行事そのものがやや形骸化しているのではないか、大事な部分を残してスリム化する方法でとのご意見もいただいたとことろでございます。。
答弁といたしましては、補助金は廃止することとし、市といたしましては財政的な支援以外でのサポートを提供しながらＰＴＡ活動を後押しして継続していくとしております。
当面の対応といたしましては、今後市としてどのような支援ができるのか、ＰＴＡ連絡協議会と協議を進めていきたいと考えております。
また再質問といたしまして、今後、新たな事業に対する補助の可能性はあるのかという質問をいただきました。
そのような要請があった場合には、事業内容や補助の必要性妥当性を検証し、子供たちを取り巻く環境や財政状況等、様々な観点から検討していく旨の答弁をしております。
なお答弁書につきましては資料④－２にございますので後程ご覧ください。
説明は以上です。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見等ございますか。
よろしいですか。
続きまして、下村議員が体育館への空調設備設置に関する質問について、教育総務課からお願いします。

教育総務課　　それでは続きまして④－１の５ページをお願いいたします。
下村議員からは小中学校体育館への空調設備設置について一般質問がございました。
空調設置に係る質問については、令和６年３月、６月、この度の 12 月とこれまで２回出ている状況でございます。
下村議員の質問の背景としまして、児童生徒の成長期である体育事業を必須であると同時に、部活動による運動も大切であることから、酷暑での活動対策として体育館の空調設備は不可欠である。市議会全体で空調設置を要望するとしてございます。
答弁の要旨でございます。
まず１点目、猛暑期の体育事業の実施状況についての質問に対しましては、暑さ指数を把握し、活動の実施ついて適切に判断し、熱中症対策を講じながら場所・内容・方法を工夫し実施しており、年間の標準授業時数を満たしている現状について答弁をいたしております。
２点目、体育館の空調設備設置計画等について、３点目として国への補助金要望についての質問でございます。
これまで設置による効果や費用・設置手法など先進校施設等調査研究を進めてきた結果、建物の断熱性能が空調効率に与える影響が大きいことを改めて認識をいたしました。今後の設置計画については、長寿命化改良工事で行う断熱化を優先して進めながらも、市内全学校、体育館の早期の空調設置を目指すとの答弁をし、要望活動についてはこれまでの国県の財政支援の要望取組状況について紹介をいたしました。
下村議員一般質問再質問では、具体的にいつから開始するのかとのご質問がございました。
答弁では、このたびの国の補正予算において、補助対象期間を令和 15 年度までとする避難所として指定されている学校体育館の空調設置の設置に係る工事を対象とした臨時特例交付金の創設が示されたことから、防災を含めた関係部署と連携し、早期設置

に向けて進めていくとの答弁をいたしました。
高橋委員から、体育館の空調設備設置について、災害の避難所になることも想定して、早期に実現すべきと思うとのご意見をいただきました。委員のご意見の通り、避難所となっている学校体育館の空調設備の設置については、市としましては、避難所の施設機能強化として大変有効であると考えてございます。
また、ここ数年、猛暑を超えた酷暑の中、教育活動の確保や児童生徒の熱中症対策として、教育的観点からもその必要性は認識しておりますことから、今後の国の財政支援の状況を見極めながら、適正かつ有利な財源を選択し、市の財政負担軽減を図りながら、市内全学校への空調設備設置の早期完了を目標に掲げ事業を進めて参りたいと考えてございます。
詳細につきましては、資料④－２、６ページから21ページに掲載してございますので、後程ご覧ください。
教育総務課からは以上でございます。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見等ございますか。
髙橋委員。

髙 橋 委 員　　今度できる上大津小学校には空調設備は設置されるんですか。
長寿命化や改修工事をした学校も何校かあったと思いますが、そちらも対象になるんでしょうか。

教育総務課　　現時点で、令和10年４月に開校する上大津小学校は設置する方向で基本設計を進めている状況です。
それ以外の学校については、今後財政当局も含め合意形成していく過程であります。
長寿命化工事でやる学校と、断熱化・エアコンを付ける学校と２種類工事が分かれてくるんですけれども、全学校23校を令和15年度までの臨時交付金創設が出てますので、それを目標に掲げて設置計画を進めていくこととしてございます。

髙 橋 委 員　　優先順位をつけるのは大事だと思います。災害避難考えて拠点的にやっていくとか、学校の規模や周辺の人口とかそういうことも踏まえて。これは教育委員会だけでなく他の部署と相談をしながらやっていくことになるんでしょうか。

教　育　長　　塚本課長。

教育総務課　　まずは計画としては教育総務課を主導に合意形成していくわけですが、委員おっしゃるとおり、災害の拠点とすれば、８中学校区を平均的に進めるのが一番ベストだとは思います。
ただ、工事時期や工事費用については、スケールメリットや長寿命化や補助金等を考えて、その都度、適正な費用が抑えられる形の財源を財政課当局と合意形成しながら、全庁的に考えていく必要があると考えています。

髙 橋 委 員　　ぜひ、人口の見通しとかも踏まえて、長期的な視点で計画を立てていただきたいなと思います。
よろしくお願いいたします。

教　育　長　　そのほかよろしいでしょうか。
続きまして、吉田議員から部活動地域移行に関する質問について、指導課からどうぞ。

指　導　課　　土浦市部活動地域移行の進捗について、吉田議員からご質問がありました。
吉田議員からは令和５年第３回定例会の一般質問でも部活動の地域移行についてお尋ねいただいており、その後の進捗状況を確認するとともに、今後の展開について伺いたいというような主旨でした。
質問の項目としては５項目ありました。
まず１点目は、部活動及び地域クラブ活動に向けた本市の取り組みについてということで、合わせて土浦市地域クラブ活動推進協会の事業についての説明を求められてお

りました。
答弁では、地域クラブ活動を先行４競技ということで現在、野球・サッカー・バスケットボール・バレーボールを拠点での活動で取り組んでいること、また土浦市地域クラブ活動推進協会の事業として、地域クラブ活動事業、イベント事業、事務局運営事業を行って多様な活動をしているということを答弁させていただいております。
２つ目ですが、土浦市地域移行実証事業、地域クラブ「ブルーオーシャン」での取り組みについて、併せてブルーオーシャン 2024 スポーツフェスについてのお尋ねがありました。
ブルーオーシャンの取り組みについては、多様な世代団体等との交流の創出をねらって、交流大会や実務講習会などを行っていること、またブルーオーシャンスポーツフェスでは小中学生をはじめ 2,400 名の来場者が楽しまれ、参加者だけでなく、協賛企業などからも概ね好評だったというお話をさせていただいております。
３点目は、来年度令和７年度以降の各拡充についてお尋ねがありました。
令和７年度につきましては、柔道、剣道、新体操、弓道、バトミントン５競技を実証事業として追加していきます。
こちらを令和７年 10 月を目標に地域クラブを目指していくとお話しました。
４点目は熱中症対策を含め、子供たちの安全対策についてのお尋ねでした。本市の地域クラブ活動につきましては、部活動と同様のガイドラインを策定して、指導員に周知徹底しております。現地でのＷＢＧＴの実測値による実施を行っているところですということでお話させてもらってます。
５点目では、地域クラブ活動と部活動との間に指導者間で差が生じる可能性があるのではないかと、混乱するもとになるのではないかというようなご質問がありました。
現在本市では、部活動改革コーディネーターを中心に連絡調整を行っており、代表者会議で学校側と地域クラブ側の意見交換ができる場を定期的に行っておりますので、今のところ問題が起きていないということでお話をさせていただいております。
なお、再質問で指導員に係るお話がありました。
こちらは鈴木委員の方からもご意見の方として伺ったところなんですが、部活動改革コーディネーターはどういう人間がやっているのかという話ですが、本市の中学校で部活動を長く経験している校長ＯＢの方をコーディネーターに据えております。学校間との交渉や校長先生方との意見交換などの仕事がありますので、そういった方を任用しております。
また、地域クラブへの参加費用については、月額 2,000 円程度を現在考えておりますが、今のところ先行実施中ということで、まだ地域クラブへの移行が進んでいない部活動との公平性を保つために、市の補助金で賄っているところです。
また、指導員の教員と外部指導者との割合という話が鈴木委員の方からありましたが、教員が現在のところ８割を占めております。これも今後の展開に向けて、地域の方々を指導者にと募集をしていくということも大事なことになってくると思っております。
また、高橋委員から子供にとって部活動の価値が上がるようにというようなことで、ご意見いただきました。
本市の取り組んでいる部活動改革については、地域クラブ活動も含め、部活動がこれまで担ってきた教育的な意義、こういったものを継承そして発展させていくというようなこと、また多様な体験活動を設けることで、これまでの部活動にはなかったような経験ができるということも創出していきたいということで考えて行っていますので、今後もそういった意見を大事に進めていければなと思っています。
吉田議員についての答弁については以上です。

教　育　長　　はい。
この件につきまして、御質問、御意見等ございますか。
鈴木委員。
鈴木委員　　今のお話で教員の割合が８割ということで、働き方改革ということになってないと思いますので、その割合を減らしていけるように進めていただきたいと思います。教員が土日に指導した場合には手当は出てるんですか。
指　導　課　　手当の方は兼職兼業の届け出を出している教員で、自ら行いたいという先生方を任用しているような形になります、謝金の方は、１回当たり、土日休日の活動はガイドラインで３時間と決められているので、活動の前の準備時間の30分と終わりの片付け等の30分を含め４時間分の報酬として５千円の謝金をお支払いしております。
鈴木委員　　来年度は種目が増えていくわけですよね。
そちらの対応は大丈夫なんでしょうか。
指　導　課　　令和７年度、取り組む競技は個人種目が多いものですから、指導に専門的な知見が必要なものもございますので、学校の教員の中でぜひやりたいというような資質のある教員については引き続きやっていただこうと思っています。現在、柔道や剣道や新体操等は外部の指導者にすでに習っている子供たちも多い状況ですので、そういった方たちに協力を求めて、指導者への登録をお願いしていきたいと考えております。
教　育　長　　そのほかございますか。
髙橋委員。
髙橋委員　　吹奏楽部や合唱部は、楽器が必要になりますよね。
その場合は、場所だったり、先生も通常の業務から切り離した形での部活動っていうことになるわけですか。
教　育　長　　指導課長、どうぞ。
指　導　課　　文化部のなかで本市において一番人数が多いのが吹奏楽部です。あとは休日活動をしているのは合唱もあります。
吹奏楽が移動を伴う際に楽器の移動が関係してきますので、大きな課題として考えています。これについては令和８年度完全移行に向けて、来年度から単発的に取り組みを実施をしていきながら検討を進めていこうと思っています。今のところ学校を拠点として何か所か設けた上で、時々お披露目の場として演奏会などを別な会場を用意してやってもらうなどの活動メニューを検討しております。
髙橋委員　　よろしくお願いします。
教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか。
続きまして、福田議員のほうから不登校の現状解決、不登校児童・生徒の健康診断について、指導課からお願いします。
指　導　課　　福田議員から、不登校の現状解決と不登校児童・生徒の健康診断についてご質問がありました。
こちらは文科省調査「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告発表を受けて、本市の不登校の状況と、不登校児童生徒の健康診断等の実施状況についてご質問がございました。
大きく６点の質問がありました。
１点目が、子供の親が気軽に相談できる窓口というのを拡充してはどうかというご質問でした。答弁では、現在適応指導教室ポプラ広場において、各教育相談の業務を行っておりますし、各学校で教育相談体制の整備というのがかなり進んでおりますので、そういったところでの窓口化というのを進めていきたいというお話をさせていただいております。
２点目の子供の自分らしく生きられる生活を大切にするというようなご質問がありまし

たが、現在ポプラ広場また中学校で、今年度全校に開設できました校内フリースクールにおいて、将来の希望を持ち自分らしく生活できるような多角的な支援を実施しているところです。またポプラ広場ではセンター的機能の拡充、また校内フリースクール支援員の段階的な配置、こういったことも検討していることをお話しさせていただいています。
フリースクール、フリースペースなど公的な支援を行ってはどうかというご質問もありました。
こちらは民間のフリースクール・フリースペースとの連携というような部分でお話をいただいたと思っております。本市ではガイドラインを策定して、こういった民間フリースクールとの連携を推進していく方向で行っているところです。
５点目として、不登校親子を支え合う親の会などへの公的支援を行ってはどうかというお話をいただきました。本市では、現在ポプラひろばで不登校児童生徒の保護者の方々を対象とした茶話会を実施しておりまして、その周知とあわせてソーシャルスクールワーカーとの連携を進めているということも、お話させていただいております。
６点目、健康管理・健康診断、心療内科医師などへの相談カウンセリングを整えてはどうかというご質問もありました。
現在学校では、スクールカウンセラーを活用していること、適応指導教室ポプラ広場が総合連携して専門医相談につなげるといった取り組みも行っていますので、こういった適切な支援に向けて、今後もサポートの充実を図りたいという話をさせていただいております。
なお、鈴木委員の方からご意見のあった不登校児童生徒数の現状ですが、本市におきましては、令和５年度の数字になりますが、小学生で 30 日以上欠席の児童が 217 名、こちらは前年度比令和４年度比と比べまして、8.5%増となっております。
一方、中学校の方は 316 名になっております。こちらは前年度、令和４年度と比べましてマイナス 5.6%ということで減少傾向という状況になってます。
ここ数年右肩上がりで不登校率高くなっていたところなんですけれども、中学校の方でまだ高止まりではあるんですが、減少傾向に転じるかというようなところまできています。こちらは校内フリースクールを設置したことで、そちらに通う子供たちが
増えてきているということもその要因して挙げられるのかなと思っているところです。
また高橋委員の方から登校できるようにする視点での施策が必要ではないかというお話をいただきました。
現在、適応指導教室ポプラ広場や中学校の校内フリースクールというのは、再登校または教室へ再び戻ろうという形での取り組みもあるんですが、一方で、高橋委員がおっしゃるように、授業が楽しいと思えるような、楽しい学校生活っていうのを提供していくってことも大事なことだと思います。市内の教員の指導力向上に向けた研修で「楽しい授業」というような研修プログラムなども行っておりますので、そういったところで子供たちに、学校での楽しさというのを提供できたらいいなと思っております。
以上です。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見等ございますか。
髙橋委員。

髙 橋 委 員　　不登校の人数が小学校で 217 人、中学校で 316 人ということなんですが、全体に占める割合としてはどのぐらいになるんですか。

教　育　長　　指導課長、どうぞ。

指　導　課　　令和５年度は、小学生は 3.5%、中学校は 9.9 パーセントというような数字だったと思います。この数字というのはこれ教室に３人程度は不登校児童・生徒がいるというような数値になると思います。

髙橋委員　中学生の数値が減少したっていうことは、何か効果があったからだと思うんですよね。そういうものを情報共有して、一人一人原因が違うんでしょうけれども、こういうことやって良くなったよとか、そういうことをぜひ共有していっていただきたいなと思います。

教育長　石川委員。

石川委員　フリースクールを運営していて、そこに来てる子たちの様子見ると、フリースクールに繋がる方と繋がらない方がいて、それはまず親、保護者の方の価値観が一つあります。お母さん、お父さんたちがその子を認めてあげてないと外に出てこない。うちの子はこうだからっていうと１歩出る。１歩出てフリースクールに来だすと居場所ができて、子供たちとのやりとりができるとそこで自信がついて、学校に行ってみようとなって、学校のホームルームだけ行ってうちに来るっていうのが始まってるんです。少しずつ段階的に進んでるんです。最初の１歩が出るというのがすごい重要だと感じています。すごく少ない事例ですけど、現場を見るとそう感じます。

指導課　ありがとうございます。

教育長　ほかにございますか。
福島委員。

福島委員　質問の６点目の健康管理・健康診断のところで、保護者の方に健診行ってくださいとお願いしても、何年も健康診断を受けてませんというような子は実際いるんですか。

教育長　岩田課長、どうぞ。

指導課　不登校の子に限って言えば、実際にいます。
その場合は、保護者の方に伝えるだけではなくて、医療機関に繋がらないということで、福祉部門に相談をしたり、スクールソーシャルワーカーなどと連携をしながら進めています。

福島委員　そのご家庭の中にある問題やＤＶだったりとかそういったものが、もしかしたら健康診断で浮き上がってくるようなこともあるかと思います。健康診断受けていないのは、とても気がかりですよね。
大変かとは思いますが、体ってすごく大事だと思うので、少しでも改善できるようにして頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

指導課　ありがとうございます。

教育長　そのほか、ございますか。
よろしいですか。
続きまして、平岡議員の教職員の働き方、それから局長答弁指導課です。
平岡議員からの教職員の働き方改革について、指導課から説明お願いします。

指導課　平岡議員からは教職員の働き方改革についてご質問をいただきました。本市の「働き方改革プラン」令和５年度の指標に基づいて成果はどのように上がってきて、どのように改善できてるかという進捗状況を伺うものでした。
まず、勤務管理の徹底については、答弁として勤務管理システムの導入、学校閉庁日の設定、市内統一の定時退勤日の設定、留守番電話の導入等の改革が進んだことで改善が見られるというお話をさせていただいております。
また、業務の適正化についてもご質問がありました。
本来、教員が担わなくてもよい業務を担当する会計年度任用職員の配置、学校行事の見直しなどの検討、こういったことにより、教員の業務の量的緩和っていうのが推進されてきていると説明をさせていただいております。
３点目、業務の効率化については、校内ＩＣＴ化を推進しまして、適正なデータの管理、オンライン活用というのが促進されているところです。超過勤務時間などの管理もこういったＩＣＴ化によって改善が見られているところです。

続いて、教職員の意識改革についてご質問がありました。
こちらは教育課程編成の工夫や部活動改革の推進などを行ってきているところですが、働き方改革を促進する学校文化の浸透ろをさらに図っていくことが大事ということを答弁いたしました。
５点目として、保護者、地域の理解促進ということで、学校から積極的な情報発信やＰＴＡとの協議を重ね、働き方改革についての理解促進はかなり進んできていると思われます。学校運営協議会の活用などをとおして、市地域資源の活用というのも今後検討していくことも必要であると思います。
また、再質問で「業務の適正化」について「業務の量的緩和」が必要となることから、教員の担うべき業務は何かを委員会としてどのように捉えているかというご質問がありました。
本市といたしましては、学校が担う、教師が担う業務に係る３分類というのを国が示しておりますので、この３分類ごとに積極的に検討見直しを進めているところであり、それに合わせた外部人材の配置、またその活用というのを進めてきているところであると答弁いたしました。
高橋委員から、目的と方法を混同しないよう、教育の質を上げるための改革という視点が大切ではないかというご意見をいただきました。
私共も本当にそのとおりだと思っておりますので、目的と方法を混同しないよう進めて参りたいというふうに考えております。
以上です。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見等ございますか。
よろしいですか。
続きまして、菅井議員からの教員の勤務負担軽減の質問について、指導課から説明お願いします。

指　導　課　　菅井議員から本市の小中学校教員の勤務時間軽減について、ご質問がありました。
菅井議員の方からは全国的に教員不足というのが叫ばれているということで、本市の小中学校教員の勤務負担の現状を確認するとともに、教員不足に対するサポートなどの対策について伺いたいということでした。
大きく３点ご質問がありました。
１点目は、小中学校教員の勤務環境についてどのようになっているかというご質問でした。答弁では、今学校が主体的・対話的で深い学びの推進、ＧＩＧＡスクール構想などによる端末を活用した授業、こういった児童生徒の学びの質を向上することが今求められており可能となっているという状況。
また、課題が多様化複雑化また困難化しており、多くの労力を割く必要があるとともに、学校教育の質の向上を目指した指導向上というのが求められていますというような話をさせていただいております。
折に触れて教員の指導力向上に向けた研修の機会、こういったものは設けているんですが、課題についての対応というのは、まだまだと思っております。
２つ目、小中学校教員の勤務負担の現況についてということでご質問がありました。
本市の教員不足の現況については、様々な理由はあるのですが、産休や育休、療休取得者の増加による教員の不足というのが各学校で目立っております。教員のなり手不足が進む中で、代用教員などを配置することが中途からであるとなかなか難しいという状況にあるというお話をさせていただいております。
先ほどの平岡議員の方でもありましたが、本来教員が担わなくてもよい業務については、市から会計年度任用職員を配置して、学校において地域人材を活用した取り組みというのも行われていてきているというお話をさせていただいております。

最後に、学校現場の人手不足による課題と対策についてということで、ご質問がありました。
現在、国や県が講じている対応策につきましては、中教審答申の方向性なども出されて示されておりますので、そういったところを見定めながら必要な手立てを継続的に講じていくというような形で答弁申し上げております。
高橋委員の方からは、思い切った業務改革が必要。教育委員会で肩代わりできる業務もあるのではというお話をいただきました。教員、学校や教員が本来行わなくてもよい業務については、できる限りそういった専門スタッフの配置というのを、これまで行って拡充してきているところですが、今後どの程度増やせばその教員の負担が軽減されていくのかというのも、もう一度検討していかなければならない時期に来ていると思っておりまして、学校と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。
以上です。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見等ございますか。
石川委員、どうぞ。

石 川 委 員　　学校でお話を聞いたときに、時間や労力をとられているのが保護者対応だと伺いました。地域のコミュニティが今はあまり機能してない、子供会もなくなってきている。地域で解決できた問題が学校に全部上がっていって、学校の負担が増えていくというのが現状だと思います。そこを地域に落とすシステム、分散できるような仕組みができると良いと思います。

指　導　課　　ありがとうございます。
石川委員おっしゃるように、今学校の教員の一番の負担感というのは、生徒指導での課題に対する対応と保護者の対応になっています。
これはアンケートなどをとっても、いつも同じ結果が出ています。
お子さん、もちろん家庭も含めて多様化していて、学校の常識が家庭内の常識となっていないというような部分もあります。そういった部分で複雑化しているところに先生方が対応していくっていうことが、なかなか難しくなっている。また長期化するというような傾向もあります。
最近のいじめ対応などを見ていますと、本人同士子供たち同士の対応は、短期間に収まるようなことがあっても、保護者の理解を得るまでに数か月または年単位で継続して対応していかないと解消できないというような場合も多くなってきています。
現在指導課の方でも、学校でうまくいかない事案については、かなりの数を請負って対応させていただいているんですが、やはり結果として長期化するということには変わりがないので、そういった負担感というのはなかなかぬぐえないものなんじゃないかなというふうに思います。
石川委員からお話があったような地域からの協力という部分について、どういった形があるのか、今後研究していきたいなと思います。なかなかセンシティブな内容もあるので、そういったところも含めて検討していきたいと思いました。
ありがとうございました。

石 川 委 員　　お母さんたちの不安が、前だったら地域で話しして「そのぐらい大丈夫」って先輩達に言われてそこで終わってたものが、一人で抱えこんで学校にというのがある感じがします。不安から来てるような気がします。いい施策があると、お母さんたちのサポートになるのかなと思います。

教　育　長　　はい。そのほかございますか。
髙橋委員。

髙 橋 委 員　　産休や療休でお休みする先生のピンチヒッターができる先生を登録しておいて、時々研修をして、いざとなったら派遣できるというような仕組みづくりはされていらっしゃる

んですか。そういうのがあると、子育てで辞めてしまった先生もいらっしゃると思うので、そういう先生をもう１回再登用するという仕組みはもうやってらっしゃるんですか。

参　　事　　約 10 年から 15 年前までは産前休暇や療養休暇などに入る先生方の代わりとなる教員が多世代にわたって、つまり正式採用になかなか受からない若い世代や、退職をしてもしばらくの間ご勤務いただくような年齢層が高い先生が、プールされていた状況がありました。

ここ 15 年くらいの間に、若い層については正式な採用を受け教諭となって現場に入っている方がほとんどとなっているのと、若い層があまり教育現場を選ばなくなっているというような現状がございます。

一方で、比較的年齢の高い層については、授業はやるよ、でも担任はできないというような方が非常に多いものですから、結果としてお休みが出た場合、外からお願いすることが難しく、結果として教務主任であったり、教頭が担っていかざるを得ないというのが今の現状となっております。

髙橋委員　　保護者対応を先生がやらなくてもいいんじゃないのかって思います。

学校の中のことは学校で、それ以外のことは別なところが担う、コールセンターというのも現実に考えてもいいのかなと思います。

生徒に対して必要なのは先生じゃないですか。逆に言えばそういう保護者対応の人材とかを外から持ってくる。スクールロイヤーはいますけど、対人関係のトラブルを解決するような職種の方を別途入れて先生から引き離すっていうのも１つあるかなと思います。

先生が当事者で入ってしまうと問題が複雑になってしまうんじゃないかと思って、第三者の方が客観的に見ていく中で、学校と情報共有・連携するといのも委員じゃないかと思います。

参　　事　　保護者の方が気に病むという部分は、お子様の心の痛みを自分の心の痛みというふうに感じるというところが今非常に多いです。

ですから、完全にその教員から切り離すっていうところは、なかなかそのお子様の実態を掴んでいる教員に話をしないと話したことにならないので難しいという部分はございます。

ただ一方で、石川委員からもあったように、その保護者同士のコミュニティっていう部分で、今の学校運営協議会など地域の方にご協力をいただきながら、学校の運営の方に地域のお力をお借りするっていう制度も少しずつ整えているところですので、そういった仕組みを生かしながら、保護者の不安感というものを解消していくような仕組みを考えて参りたいというふうに考えております。

髙橋委員　　ありがとうございます。

教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか。

続いて、報告事項の３番、「令和７年度学級編制方針について」、学務課から説明をお願いします。

学　務　課　　学務課でございます。

サイドブックス資料⑤をお願いいたします。

令和７年度学級編成方針について、ご説明いたします。

市町村が設置する義務教育諸学校の学級編制については、都道府県教育委員会が定めた基準を標準とし、市町村において児童生徒の実態を考慮した上で編成をしております。

なお、学級編成については、令和３年３月に記載にございます「公立義務教育諸学校

の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校２年生から段階的に 35 人学級への引き下げが毎年行われており、令和７年度に全学年が 35 人学級へと移行となります。
本市の令和７年度学級編成方針は、茨城県教育委員会で定めました学級編制基準案に沿って編成するものでございます。
１の（１）は県の基準の一部を抜粋した内容でございまして、通常学級においては小学校の児童数 35 人、中学校の生徒数 40 人、特別支援学級は各々８人というような基準となっております。
また、中学校１年生から３年生につきましては、（２）の茨城方式というルールが適用されることになりまして、各学年で 35 人を超える学級が３学級以上ある場合には、１学級増設することができるというようなものでございます。
最後に、最近の報道によりますと、政府は令和８年度以降に３年かけまして、中学校１年生から順次公立中学校を 35 人学級引き下げるというような方針を打ち出しておりますので、あわせてご報告をいたします。
説明は以上でございます。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見等ございますか。
よろしいですか。
報告事項は以上ですので、続きまして次第の５番、その他へ移ります。
その他の１番「第 77 回優良公民館表彰について」、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課　　――――――――――第 77 回優良公民館表彰について説明――――――――――

教　育　長　　よろしいでしょうか。
続いて、その他の２番「土浦市文化財防火デー防火訓練について」、文化振興課から説明をお願いします。

文化振興課　　――――――――土浦市文化財防火デー防火訓練について説明――――――――

教　育　長　　よろしいでしょうか。
続きまして、その他の３番「筑波大学合同学術調査「常名天神山古墳」発掘調査について」、上高津貝塚からお願いします。

上高津貝塚　　――筑波大学合同学術調査「常名天神山古墳」発掘調査について説明―――

教　育　長　　よろしいでしょうか。
続いて、その他の４番「かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン 2025 のエントリー開始について」、スポーツ振興課より説明をお願いします。

スポーツ振興課　　―――かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン 2025 のエントリー開始について説明―――

教　育　長　　よろしいでしょうか。
最後に、その他の５番「令和６年度土浦市教育研究会及び表彰式について」、指導課からお願いします。

指　導　課　　――――――令和６年度土浦市教育研究会及び表彰式について説明――――――

教　育　長　　よろしいでしょうか。
本日の案件は以上となります。次回の定例会等の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課　　――――――――――次回の定例会日程等について案内――――――――――

教　育　長　　ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。それではよろしくお願いいたします。
以上をもちまして、令和６年 12 月の教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。